

○ 山形市最低制限価格制度取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（法第167条の13において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により最低制限価格を設けて競争入札の落札者を決定することについて、その取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 工事関連業務委託 建設工事に係る調査、測量、設計及び監理等並びにこれに準ずるものの委託をいう。
- (3) 業務委託 前号に定める工事関連業務委託以外の業務の委託をいう。
- (4) 最低制限価格 地方自治法施行令第167条の10第2項に規定する最低制限価格をいう。

(対象)

第3条 この要領は、その設計金額が130万円を超える建設工事の請負及び工事関連業務委託並びにその設計金額が50万円を超える業務委託のうち、施設の清掃業務、施設の警備（人的）業務及び施設の設備運転管理業務の委託に係る競争入札に適用する。ただし、最低制限価格を設定することが不適當であると認められる場合は、この限りでない。

(最低制限価格)

第4条 最低制限価格は、次の各号に掲げる契約の種類に応じそれぞれ当該各号に定める範囲内において、別に定める方法により算出する。

- (1) 建設工事の請負 予定価格（税抜）に100分の86を乗じて得た額から予定価格（税抜）に100分の94を乗じて得た額まで
 - (2) 工事関連業務委託（次号に該当するものを除く。） 予定価格（税抜）に100分の60を乗じて得た額から予定価格（税抜）に100分の82を乗じて得た額まで
 - (3) 工事関連業務委託のうち、除間伐・枝打ち作業委託及び樹木管理業務委託 予定価格（税抜）に100分の60を乗じて得た額から予定価格（税抜）に100分の80を乗じて得た額まで
 - (4) 業務委託 予定価格（税抜）に100分の80を乗じて得た額から予定価格（税抜）に100分の90を乗じて得た額まで
- 2 最低制限価格は、千円を単位として定める。
 - 3 契約担当者等は、予定価格を記載する書面の下部に「最低制限価格〇〇円」と記載するものとする。
 - 4 最低制限価格は、入札後公表するものとし、公表の方法等については、別に定める。

(落札者の決定等)

第5条 入札執行者は、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札を行った者を落札者としないものとする。この場合において、入札執行者は、その者に対して、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により当該入札を行った者を落札

者としない旨を告げるものとする。

2 前項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者があるときは、入札執行者は、これらの者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするものとする。

3 入札執行者は、第1項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者が存在しないときは、入札に参加した者に対して、落札者がいない旨を告げ、当該入札を終了するものとする。

(最低制限価格の設定の周知)

第6条 最低制限価格を設定したときは、入札に参加しようとする者に対し、当該契約に関し最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格の設定等に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日改正）

この改正は、平成24年4月1日から実施する。

附 則（平成26年3月17日改正）

この要領は、改正の日から施行し、平成26年4月1日以降に入札に付する案件から適用する。

附 則（平成28年12月1日改正）

この要領は、改正の日から施行し、平成29年1月1日以降に入札の公告又は指名通知を行う案件について適用する。

附 則（平成31年3月26日改正）

この要領は、改正の日から施行し、平成31年4月1日以降に入札の公告又は指名通知を行う案件について適用する。

附 則（令和5年1月27日改正）

この要領は、改正の日から施行し、令和5年4月1日以降に入札の公告又は指名通知を行う案件について適用する。